

《 災害に関する対策のための放送要請に関する協定 》 資料 3.6.1

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条に規定する放送に関して、福岡県知事と日本放送協会福岡放送局長は、同法施行令第 22 条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第 1 条 福岡県知事（以下「甲」という。）が法第 57 条の規定に基づき、日本放送協会福岡放送局長（以下「乙」という。）に、放送を要請するときの手続きは、この協定の定めるところによって、行なう。

第 2 条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行う日時及び放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後速やかに文書を提出するものとする。

第 3 条 乙は、甲からの放送の要請を受けた時は、その内容を検討し、法第 57 条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等とそのつど決定し、速やかに放送するものとする。

第 4 条 放送手続きの円滑を図るため、福岡県民生部消防災害課長及び福岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

第 5 条 この協定に規定する事項に関して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第 6 条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

昭和 41 年 10 月 17 日

（注）福岡県は同様の協定を以下の 9 放送局（会社）と締結している。

日本放送協会北九州放送局	株式会社テレビ西日本
株式会社福岡放送	株式会社エフエム福岡
九州朝日放送株式会社	アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
株式会社ティー・エックス・エヌ九州	株式会社エフエム九州
株式会社九州国際エフエム	

《放送要請様式》 資料 3.6.2

筑紫野市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7021（防災企画課） 700-7023（消防係） 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）	1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7027（宿直室） 700-7020～7025 （消防防災安全課事務室、宿直室応答可） 78-700-7500（災害対策本部、設置時のみ）
2. 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112 （防災企画課） 092-643-3986 （災害対策本部、設置時のみ）	2. 一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986 （災害対策本部、設置時のみ）
備考 1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. <input type="text"/> 内の電話を優先使用されたい。	

筑紫野市、県からNHK福岡放送局への要請

1. 一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。
2. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 982-70
3. 一般加入電話 092-741-7557 092-741-4029
備考 一般加入電話は、市町村の孤立防止無線電話からも接続できる。

(ファックス、電話用)

件名 **放送要請について**

平成 年 月 日

災害対策本部第 号

1. 申請理由

- ① 避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため
- ③ 市町村から要請があったため
- ④ 災害対策本部配備要員を召集するため

2. 放送事項（内容、対象地域等）

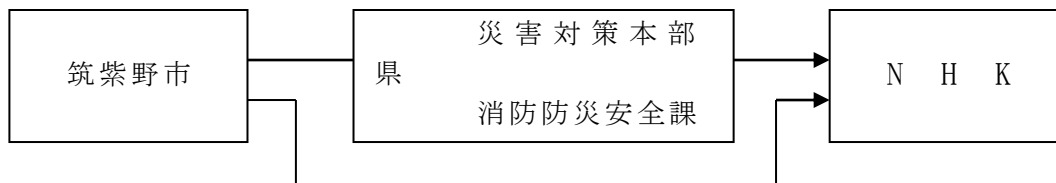
別紙のとおり

3. 放送希望日時

- ① 直ちに
- ② 日 時

4. その他

連絡系統



要請者 市町村		県			N H K
連絡者		受信者	連絡者		受信者
連絡時分		受信時分	連絡時分		受信時分
電話番号			電話番号		

※ 被要請機関（県・NHK）は折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。

放送要請に関する協定書-----県地域防災計画書 参照

《 緊急警報放送に関する確認 》 資料3.6.3

福岡県が日本放送協会福岡放送局に対して行う緊急警報放送に関する要請は、下記により行うことを確認する。

- 1 放送要請は昭和41年10月17日締結の「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づいて行うものとする。
- 2 緊急警報は、福岡県知事が福岡放送局長に対して要請するものとする。ただし、市町村において緊急止むを得ない事情がある場合は、直接要請することができるものとするが、この場合も市町村長は、放送要請後速やかに知事にその要旨を報告するものとする。
- 3 緊急警報の要請は、災害が発生し、又は、発生のおそれがある次の場合に行うものとする。
  - (1) 事態が切迫し、避難勧告・命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する場合
  - (2) 通常の市町村防災機関等の伝達手段では対応が困難で、伝達のための特別の必要がある場合
- 4 緊急放送は、別記様式により、電話及びファックス等を使って行うものとする。
- 5 災害が県境を越えて隣接県に波及するおそれがある場合は、県は隣接県と連絡をとって、別途隣接県所在のNHK放送局に連絡するが、福岡放送局も隣接局に連絡をとるものとする。
- 6 その他、緊急警報放送の取扱いについて問題点や疑義等が生じた場合は、随時協議して改善を図ることとする。

昭和61年9月16日